

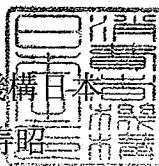
2017年9月4日

株式会社エーチーム・アカデミー
代表取締役 柿崎 裕治 殿

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事理事長

消費者機構日本

和田 寿昭



申入書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレットを御覧ください。

当機構に対し、貴社が運営する「エーチーム・アカデミー」（以下「本件学校」といいます。）の入学時諸費用の返金に関して情報提供がありました。

この提供情報を踏まえ、当機構において、貴社の「エーチーム・アカデミー学則」（以下「本件学則」といいます。）及び本件学校に対する苦情等を検討した結果、本件学則における入学時諸費用を返金しない旨の規定には問題があるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴社に対し、消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴社の文書による御回答を2017年10月5日（木）までに当機構にお送りください。

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴社の御回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

記

I. 申入れの趣旨

1. 本件学則の以下の規定を削除してください。
 - (1) 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」（第17条第3項）
 - (2) 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18条第2項）

- (3) 「オリエンテーション実施日（当日を含む）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」（第21条第3項）
2. 上記1で指摘した規定と類する規定が、受講申込者（契約者）に交付するその他の書類に記載されている場合は、それについても削除してください。
3. その上で、業務実態に基づく適正なキャンセル・違約金規定を整備してください。

II. 申入れの理由

1. 貴社が運営する本件学校と顧客との受講契約（以下、「本契約」と言います。）は民法上の準委任契約又は、これに類似する無名契約に該当します。そして、準委任契約では、準委任者（本契約では、受講生）は原則としていつでも任意に本契約を解除することが認められています（民法656条、651条1項）。また、準委任契約に類似する無名契約であるとしても、その性質上、当然に受講生がいつでも任意に本契約を解除することが認められています。
- また、受講生は消費者であることから、貴社と受講生との契約については消費者契約法が適用になります。
2. 消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められています（消費者契約法第9条第1号）。
3. ところが、本件学則には、次の規定があります。
- (1) 「退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。」（第17条第3項）
- (2) 「除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。」（第18条第2項）
- (3) 「オリエンテーション実施日（当日を含む）以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。」（第21条第3項）

これらの規定による入学時諸費用の不返還は、本契約の解約に対して、その解約の時期等を一切考慮せずに、また、貴社の被る現実の損害の程度等の合理的根拠に基づかずに、一律に違約金（いわゆる解約料）を受講生に課すことを意味するものです。

本件学校は、就学期間を「入学日より起算して1年間とする。」としており（本件学則第7条）、入学時期が年1回に限定されるとは考えられません。また、入学資格としては、「入学オーディションに合格した者」のほか、「本校が認定したプロダクションの推薦を受けた者」「その他学校が認めた者」にも認められており（本件学則第14条）、貴社の入学時諸費用を「入学し得る地位の対価」として位置付けることは困難であるといえます。

したがって、貴社の入学時諸費用は、純粹に入学準備のための諸手続費用であ

り、契約締結・履行のために通常必要とする費用と考えることが妥当と考えられます。

また、解約に伴う平均的損害額の算定に当たっての参考として、貴社と類似の業務を行う学習塾に関する、特定商取引法第49条第2項、施行令第16条、別表第4欄の規定があります。それによれば、事業者が損害賠償の予定額として請求できる契約の締結や履行のために通常必要とする費用は、役務の提供開始前は1万1千円とする旨が定められています。

一方、貴社の入学時諸費用は38万円（平成24年4月改訂）であり、上記参考数値と比べても、入学準備のための諸手続費用としては高額に過ぎるものといわざるを得ません。

しかも、その全額が不返還による損害賠償額の予定額であることから、社会通念的にも平均的損害額を大きく超えていることは明白です。

よって、本件学則により返金されないとされる入学時諸費用のうち、「平均的な損害」を超える部分は消費者契約法第9条1号に違反し、無効です。

以上

【添付資料】

エーチーム・アカデミー学則（平成24年4月改訂）

＜本件に関する問合せ・回答の送付先＞

〒102-0085 東京都千代田区六番町15

プラザエフ6階（担当：横地・磯辺）

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077

No.

【 エーチーム・アカデミー学則 】

平成 24 年 4 月改訂

エーチーム・アカデミー学則

第1章 総則

第1条 (名称)

この学校は、株式会社エーチーム・アカデミーと称する。

第2条 (目的)

この学校は、俳優、歌手、声優など芸能活動に従事する者及び従事する事を目指している者を対象に、その理論や実技を指導し芸能活動に必要とされる人材を育成する事を目的とする。

第3条 (所在地)

この学校の本校所在地は、神奈川県川崎市高津区二子 6-14-10 YTT ビル 5 階とする。

第4条 (課程及びコース)

この学校の課程は全日制とし、普通科(俳優コース・歌手コース・声優コース・マルチタレントコース)及びスペシャルステージコースとする。

第5条 (定員)

受講者数の定員は学校が定めるところによるものとする。

第6条 (修業年限)

修業年限は1年間とする。

第2章 就学期間、休講等

第7条 (就学期間)

入学日より起算して1年間とする。

第8条 (休講・休校・開館時間)

1 天災・交通の事情により多数の受講者の授業への出席に支障が生じる場合、又は非常変災その他急迫の事情がある場合は学校の判断により休講の措置を取る場合がある。

2 その他学校が定めるところによる。

3 休校日は、4月 6 日・9月 10 日・12月 28 日～1月 5 日及び学校が定める日とする。

4 各校の開館・閉館時間は次の通りとする。

開館時間 午前 09 時 45 分

閉館時間 午後 10 時 00 分

但し、レッスン開始・修了時間に合わせて変更する場合がある。

第9条 (振替授業)

前条の1・2の場合、休講した当該授業を別途設定して行うものとする。

第3章 講習課程、取得単位

第10条 (講習課程)

1 各コース・クラス編成とも、学校が定めるところによるものとする。

2 各コース・クラスの受講日程は別途指定するものとし、生徒は該当する講義を受講する。

3 各コース・クラスの決定後は、その変更申し出は認めないものとする。

4 クラス編成後、学校の定めるところによりクラス変更を行う場合がある。

第11条 (規定単位)

1 各コースとも修業期間中に 7.2 単位を取得し修了とする。

2 単位は 90 分とし、1ヵ月に 6 単位取得するものとする。

3 鑑賞研修がカリキュラムに入った場合は、規定の 7.2 単位内の 1 単位に該当するものとする。

4 校外学習・特別講座(ワークショップ)及び希望して受講するコース外授業については単位取得の対象外とする。

第4章 修了の認定等

第12条 (修了の認定)

- 1 学校は、各コースの規定単位を取得した者に対して修了の認定を行う。
- 2 欠席届の申し出があり学校が承認した単位については、規定単位として考慮する。
- 3 規定単位に満たない者については、修業期間中の出欠状況・受講態度・習熟状況等に基づき学校が修了認定を行うものとする。

第13条 (成績表の授与)

修了の認定を受けたものについては年間成績表が授与される。

第5章 入学、休学、退学等

第14条 (入学資格)

入学資格は、満12歳以上の男女で以下の事項に該当する者に対し学校が認定する。

- 1 入学オーディションに合格した者。
- 2 本校が認定したプロダクションの推薦を受けた者。
- 3 その他学校が認めた者。
- 4 スペシャルステージクラスは、エーチーム・アカデミー普通科を修了した者、若しくは同等の経験・能力・技術・知識等を有すると学校が認定した者。

第15条 (入学の資格認定・許可及び手続)

- 1 入学の資格認定及び許可は学校がこれを行う。
- 2 入学資格を認定されたものは、本校指定の入学手続き書類を指定日までに学校へ提出するとともに入学時諸費用と初回1ヶ月分の月謝を納入しなければならない。
入学手続き書類の提出・入学諸費用及び月謝の納入を以って学校が入学を許可する。
- 3 指定の期日までに入学時諸費用を納入できない場合は入学資格を取り消す場合がある。
- 4 未成年者の入学に際しては、保護者の誓約書を提出しなければならない。
- 5 退学・除籍処分となった者の再入学は許可をしない。

第16条 (休学)

- 1 傷病その他やむを得ない事由による休学は、毎月10日までの書面による申請とし、その申請内容を学校が妥当と認めた場合は、翌月からの休学扱いとする。休学期間の月謝費用は発生しないものとする。
- 2 休学期間は、6ヶ月を限度とする。(但し、延長及び再休学も可能)
- 3 復学は、復学希望月の前月20日までに申し出ることとする。
- 4 休学から退学・除籍等に移行した場合は、休学申請日を起算日として退学・除籍の条項事項を準用する。

第17条 (退学)

- 1 傷病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合は、その旨を申し出ると共に所定の手続き(未納授業料の納入及び月謝の引落し停止手続き)を指定の期日(退学希望月の10日)までに行うものとする。
- 2 所定の手続きを指定の期日までに行わない場合は、受講継続とみなし出欠の有無に関わらず申し出月の翌月の月謝の支払い義務が生じるものとする。
- ③ 退学の際、すでに納入している入学時諸費用については返金しない。

第18条 (除籍)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合は、除籍処分とする。
 - (1) 在学期間(休学期間を除く)を超えた者、又は3ヶ月間連絡が取れない或いは連絡が無い者。
 - (2) 死亡、又は所在不明の事実が確認された者。
 - (3) 月謝納付の義務を怠り、督促しても納付しない者。
 - (4) 各コースの期間を満了して修了の認定を受けられなかつた者。
- 2 除籍処分になった者については、第17条の3を準用する。

第6章 賞罰

第19条 (表彰)

学校は、成績及び能力優秀のものについては表彰することがある。

第20条 (懲戒)

- 1 学校は、必要に応じて受講生に懲戒処分を与える。
- 2 懲戒はその程度により訓告、退学の処分とする。退学は次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。
 - (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由が無く欠席が多い者
 - (3) 学校の秩序を乱し、他の受講生、関係者に迷惑となる行為を行う者
 - (4) 学則に反する者
- 3 懲戒により退学処分になった者については、第17条の各号を準用する。

第7章 入学時諸費用等

第21条 (入学時諸費用)

- 1 入学時諸費用は、消費税抜きで 金3,80,000円とする。
- 2 支払いの期日は、第15条2によるものとする。
- 3 オリエンテーション実施日(当日を含む)以後の退学等の場合は、入学時諸費用については返金をしない。

第22条 (月謝)

- 1 月謝は消費税抜きで 金30,000円とする。
- 2 受講は第11条2を原則とし規定の単位を取得するように出席をする。規定の出席に満たない場合でも前項の月謝を納入しなければならない。
- 3 月謝は受講月の月末までに収めるものとする。
(銀行口座等からの引落しについては、その指定期日とする)

第8章 受講等

第23条 (受講)

- 1 来校時及び受講時は学校が指定するIDカード(身分証明書)を持参する事。
- 2 受講(レッスン)の受付は、レッスン開始30分前から開始とする。
- 3 レッスン開始10分前までに受付を終了しない場合は、遅刻扱いとする。
- 4 欠席・遅刻する場合は必ず連絡をする事。当日の連絡は指定時間(レッスン開始10分前)までに電話にてその旨を届ける事。
- 5 受講は入学時に選択したコースのみとし曜日、時間、クラスを厳守する事。クラス編成・レッスン日程は決定後、中途変更や欠席その他の理由により他クラスの授業の出席は原則として認められないものとする。
- 6 履修すべきカリキュラムは自主的に消化するものとし本人の都合により消化できない場合は未受講となる。
- 7 通学には原則として公共交通機関を利用する。

第24条 (レッスン室の使用)

- 1 レッスン室内では以下の行為を禁止する。
 - (1) 酒気を帯びて受講する事
 - (2) 飲食、喫煙、携帯電話の使用
 - (3) 他の受講生に対して迷惑となる行為を行う事
 - (4) 講義の進行を意図的に妨げる事
 - (5) 施設内全ての場所において許可なく撮影及び録音を行う事
 - (6) 発熱・疾病等を患って受講する事
 - (7) 受講中に講師の指示を無視し勝手な行動を取る事
- 2 上記各号に該当する場合において、受講の妨げとなると学校が判断した場合は、該当者を受講禁止の処置とする。
- 3 諸規則に反し講義の進行に支障をきたした場合でも学校はその責任を負えないものとする。

する者に対して 行う

第 25 条 (諸設備・機材の使用)

1 学校内、機材の使用について以下の行為を禁止する。

- (1) 使用した機材を終了後に放置する事
- (2) 使用する設備、機材に独自の改良を施す事
- (3) 使用する設備以外に許可なく無断で立ち入る事
- (4) 学校内で指定された場所以外での飲食、喫煙
- (5) 学校内で他の受講生、関係者に対して迷惑となる行為
- (6) 学校内で許可なく撮影及び録音を行う事

2 故意又は過失により諸設備、機材等学校所有物に損傷を与えた者は修理費の全額を支払う義務を負う。

第 26 条 (連絡方法)

1 学校からの受講生への共通連絡事項は、授業内の告知若しくは学校内掲示板への掲示物による告知の
いずれかの方法による連絡手段とする。

2 授業を欠席した場合又は学校への来校がない場合による情報未達の損害は各個人が負うものとする。

3 学校より受講生個人に対する連絡は電話によるものとする。

4 住所・連絡先等の変更があった場合は速やかに届け出る事。

第 9 章 校外活動

では返金をしない。

満たない場合でも

第 27 条 (活動の制限)

1 学校内外を問わずエーチーム・グループ及びエーチーム・アカデミーを称して自主的にあらゆる活動
を行う事。

2 発表した作品の著作権・著作隣接権はエーチーム・アカデミーに帰属するものとする。

3 学校内外を問わず、講師・学校職員等・受講生間の私的交際は禁止する。

4 受講生間による金銭、物品の貸し借りは禁止する。

※ 受講生同士のトラブルにつきましては、当アカデミーでは、一切の責任は負いません。

までに電話にて

・レッスン日程
しないものとす

・は未受講とな

講禁止の処